

畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱

令和7年（2025年）4月1日
滋 畜 第 2 6 3 号

（趣旨）

第1条 知事は、畜産経営の生産性向上を図るため、生産性の向上や生産コストの低減等による経営強化・改善等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事業実施主体等）

第2条 事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助対象経費等は、別表1および別表2に掲げるとおりとする。

（補助事業者）

第3条 この要綱で定める「補助事業者（取組主体）」は、次の（1）および（2）に該当し、補助事業を実施する事業者をいう。

（1）補助事業を実施しようとする畜産経営体の農場が滋賀県内に所在していること。

（2）本人または本人の同居者等（法人（法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（エ）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（オ）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（キ）（ア）から（カ）に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

（事業計画承認申請）

第4条 事業実施主体は、事業を実施するに当たって、事業実施計画承認申請書（別記様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとし、知事の承認を得るものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書の様式および添付書類は別記様式第3号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の資材・機械およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業実施主体は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下、「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内のいずれか遅い日まで財産管理台帳（別記様式第10号）その他関係書類を保管しておかなければならない。

(8) 事業実施主体が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(事業の変更承認申請)

第7条 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(別記様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業の中止または廃止

(2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(3) 補助金交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合において、必要があると認めるときは、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することがある。

(補助事業実施期間)

第8条 補助事業実施期間は、規則第6条に基づく補助金交付決定通知で定める日から、事業実施年度の2月28日までとする。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の様式および添付書類は別記様式第5号のとおりとする。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業完了30日以内とする。

(概算払請求)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 事業実施主体は、補助事業完了した翌年度から起算し、3年後の7月末までに実施状況報告書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 事業実施主体は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第13条 事業実施主体は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る資材・機器等を補助金の交付の目的に反して使用し、または処分する場合は、財産処分承認申請書(別記様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第4条の規定に基づく事業計画承認申請、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく事業の変更承認申請、第9条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく概算払請求、第11条の規定に基づく状況報告および第12条の規定に基づく消費税仕入控除税額の報告、第13条の規定に基づく取得財産の処分承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第15条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第7条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に限り適用する。

別表1（第2条関係）事業実施主体、対象事業者および事業内容

事業実施主体	畜産クラスター協議会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部、滋賀県家畜商業協同組合、滋賀県養豚推進協議会、近江しゃも普及推進協議会、滋賀県養鶏協会、その他知事が適当と認める団体
対象事業者 (取組主体)	滋賀県内に農場が所在している乳用牛、肉用牛（繁殖牛を含む）、肉用豚、採卵鶏、肉用鶏のいずれかを飼養する畜産農家。ただし、養鶏については採卵鶏または肉用鶏 100 羽以上を飼育する畜産農家に限る。
補助対象経費	<p>1. 取組主体が実施する、以下に掲げる経営の強化・改善のための取組に対し、事業実施主体が助成する経費。</p> <p>(1) エネルギー価格高騰対策</p> <p>①省エネ機器・資材の導入等</p> <p>②畜舎の断熱施工等</p> <p>(2) 生産性向上対策</p> <p>①暑熱・寒冷対策のための機器等の整備、施設の補改修</p> <p>②繁殖成績の向上に必要な機器等の整備</p> <p>③家畜の快適性向上に必要な機器等の整備、施設の補改修</p> <p>④作業の効率化に必要な機器等の整備</p> <p>(3) 飼料自給率向上</p> <p>①自給飼料の生産拡大への取組に係る経費</p> <p>②国産飼料の利用拡大に係る経費</p> <p>(4) その他事業の趣旨に照らして必要と認められる対策</p> <p>2. 事業実施主体が、1の円滑な事業推進を図るために必要な経費。</p>

別表2（第2条関係）具体的な補助対象経費、補助率および補助限度額

費目	内容	留意事項	補助率	補助限度額
資材費	畜産物の品質向上に必要な資材 家畜の飼養環境改善に必要な資材 国産飼料の生産・利用拡大に必要な資材	新たな取組に対する経費を対象とし、通常の生産に係るものは対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。	1取組主体あたり補助対象経費の1/2以内	1取組主体あたり2,000千円以内ただし、100千円以上の取組に限る。
修繕費	畜舎の補改修に係る経費	既存設備等の単なる機能回復は対象外。		
機械・設備整備費	家畜の飼養環境改善に必要な機械および設備 生産性向上に必要な機械および設備 国産飼料の生産・利用拡大に必要な機械および設備 作業の効率化に必要な機械および設備	既存設備等の単なる更新は対象外とする（性能等の向上を伴う場合を除く）。汎用性の高い物品（パソコン、トラクター、フォークリフト、家電製品等）の購入は補助対象外とする。リース契約の場合の事業実施期間外の使用に係る経費は対象外とする。中古品を導入する場合は、導入時において、耐用年数が2年以上であることがわかるものに限る。		
委託・役務費	飼料成分分析、国産飼料の収集作業	新たな取組に対する経費を対象とする。		
使用料・賃借料	機械の借り上げ経費、飼料保管料等	事業実施期間外の使用に係る経費は対象外とする。		
事務推進費	事業実施主体が事業の円滑な推進を図るため必要な人件費、旅費、通信費、消耗品費等	汎用性の高い物品の購入は補助対象外とする。人件費は本事業対応のための一時的な雇用等に必要なものに限る。	定額	1実施主体あたり500千円以内

(注1) 補助金の使途として不適切な経費ならびに内訳が不明な経費（諸経費など）や帳簿、証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の対象外とする。

(注2) 事前の着工工事や既存設備の撤去費用は対象外とする。

(別記様式第1号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業を実施したいので、畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 実施計画書および収支予算書 (別記様式第1号-1~4)
- (2) 役員名簿 (別記様式第2号)
※農協および公益社団法人を除く法人または団体
- (3) その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第1号-1)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業
実施計画書(事業実績書) および収支予算書(収支精算書)

1 事業の目的

2 取組による事業効果

3 事業の計画(事業の実績)

別記様式第1号-2のとおり
添付資料: 別記様式第1号-3および4

4 経費の配分

[単位:円]

区分	総事業費	補助対象 経費	負担区分			備考
			県補助金	自己資金 (取組主体)	その他	
畜産経営の生産 性向上緊急支援 事業補助金						
事務推進費						
計						

5 事業の着手および完了予定年月日(完了年月日)

年 月 日から 年 月 日まで

6 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

[単位：円]

区分	本年度予算額	備考
県費補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

[単位：円]

区分	本年度予算額	備考
畜産経営の生産性向上緊急 支援事業		
事務推進費		
計		

(別記様式第1号-3)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業実施計画書 (実績書)

年 月 日

(宛先)

(実施主体の長) 様

取組主体 住所
氏名
農場名
電話番号
Email

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業を実施したいので関係書類を添えて実施計画書を提出します。

取組内容	<input type="checkbox"/> (1) エネルギー価格高騰対策 <input type="checkbox"/> (2) 生産性向上対策 <input type="checkbox"/> (3) 飼料自給率向上 <input type="checkbox"/> (4) その他 ()
要件	<p>※要件に該当するかチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 農場が滋賀県内に所在している乳用牛、肉用牛、肉用豚、採卵鶏、肉用鶏のいずれかを飼養する畜産農家（養鶏については採卵鶏または肉用鶏100羽以上を飼育する畜産農家）です。</p> <p><input type="checkbox"/> この申請にあたり、規則第16条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申し立ては行いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画申請は補助金の交付を約束するものではありません。補助金の交付決定額が申請額に満たない場合があることを了承します。</p> <p><input type="checkbox"/> 本事業の申請内容については、国、県、市町村その他が実施する他の補助金等と重複して受給しないことを誓約いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 本要綱の条文をよく読み、内容について理解、把握した上で、事業に参加いたします。</p>
添付書類	実施計画書 (別紙様式第1号-4) 取組内容がわかる書類 (仕様書、カタログ等) 3者以上の見積書の写し (請求書または領収書の写し) 取組前の写真 (取組後の写真) アニマルウェルフェア取組チェックシート (別記様式第11号)

(別記様式第1号-4)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業実施計画書 (実績書)

1 生産コストの高騰等による影響

具体的な内容	影響を受けた数量、金額等	備考

2 事業の実施目的等

--

3 取組による効果

期待される効果等	収入の増加額または コスト削減額 もしくは国産飼料の 生産・利用拡大量	算出根拠

4 事業の計画

(1) 事業(取組)内容

--

(2) 事業費

費目	総事業費(円)	補助対象経費(円)	経費の積算
計			

5 経費の配分

[単位：円]

費目	補助対象経費	負担区分			備考
		県補助金	自己資金	その他	
計					

6 事業の着手および完了予定年月日（完了年月日）

年 月 日から 年 月 日まで

<事業実施主体による確認事項>

- 生産性向上や生産コスト低減または国産飼料の生産・利用拡大につながる取組である。
- 取組により期待される効果は、達成が見込まれる内容である。
- 事業（取組）内容は適正である。
- 事業費は適正である。
- 償却期間内は畜産経営を継続し、目的どおり使用する見込みである。
- 他の補助金と重複していない。
- 添付書類は適正である。

以上について、事業実施主体において確認しました。

確認日時： _____

事業実施主体： _____

確認者： _____

(別記様式第3号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号をもって知事の承認を受けた令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業について、事業計画の内容のとおり事業を実施したいので、次の関係書類を添え、滋賀県補助金等交付規則第3条および畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消された場合であっても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- (1) 実施計画書および収支予算書 (別記様式第1号-1~4)
- (2) 役員名簿 (別記様式第2号)
※農協および公益社団法人を除く法人または団体
- (3) その他事業内容を説明する資料等

(別記様式第4号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知があった令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業の実施について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく、畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(注) 変更の場合は、事業変更に係る実施計画書および収支予算書(別記様式第1号-1)、その他事業変更内容を説明する資料を添付すること

(別記様式第5号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋畜第 号で交付決定のあった令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

また、畜産経営の生産性向上緊急支援事業 円を交付されるよう請求します。

(添付書類)

- 1 事業実績書および収支精算書 (別記様式第1号-1)
- 2 財産管理台帳 (別記様式第10号)
- 3 その他事業実績を説明する資料等

(別記様式第7号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業状況報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名

発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定通知のあった令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金について、畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類をそえて報告します

記

1 事業目的

2 取組による効果

添付書類

1 別記様式第7号-1

(別記様式第7号-1)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業状況報告

年 月 日

(宛先)
(実施主体の長) 様

取組主体 住所
氏名
農場名
電話番号
Email

1 事業の実施目的

--

2 取組による効果

取組による効果	収入の増加額または コスト削減額 または国産飼料の生産・利 用拡大量	算出根拠

3 取組による効果が確認できなかった原因等

--

(別記様式第8号)

消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定の通知があった令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金について、畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(別記様式第9号)

令和 年度畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

事業実施主体 住所
氏名
発行責任者・担当者 氏名
連絡先
電話番号

年 月 日付け滋畜第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、畜産経営の生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産の品目および取得年月日
- 2 取得価格
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

財産管理台帳

事業実施年度		令和 年度		補助名											
事業の内容					取得時期(工期)		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
取組主体	名称	規格・機種等	施工場所 または 設置場所	事業量	取得(着工) 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								県補助金 (円)	自己資金 (円)	その他 (円)					
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け等を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先および抵当権等の設定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。